



第2子以降の出生について 要申請

祝い金を支給します!



【淡路市赤ちゃん未来の宝物事業助成金について】

淡路市では、子どもを育てやすい環境づくりの推進及び多子世帯の子育てに係る経済的な負担の軽減を図るため、第2子以降の子どもを出生した場合に、祝い金を支給しています。

※第2子以降には、妊娠85日以上流産及び死産(母体保護法に基づく人口妊娠中絶)は含みません。

対象要件

対象となる養育者等は、次に掲げる全ての要件を満たしている者とします。

市の住民基本台帳に6か月以上記録されている者で、現に市内に居住し、誕生日以降も引き続き、市内に居住する意思のある者。

※出生届の住民登録をすることが“淡路市”であること。

第2子以降の子どもを出生し、かつ、当該子どもの22歳以下の兄弟と同居していること。

※兄弟が別居している場合は、多子に含みません。ただし、通学・通園を理由として別居する場合は、別紙の理由書等により、多子に含まれる場合があります。

※養育している子どもには、養子や継子を含みます。ただし、住民票において続柄が「同居人」となっている子は、多子には含みません。

生活保護法による支援給付を受けていないこと。

中国在留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国在留法人等及び特定配偶者の自立の支援に関する支援給付を受けていないこと。

申請日において、対象者、その配偶者及び世帯を構成する納税義務者は、市税、国民健康保険税、保育料(副食費を含む)等を滞納していないこと。

助成額

申請日の属する月の翌月25日に振り込みます。
※状況により、前後する可能性があります。

区分	金額
第2子	5万円
第3子	10万円
第4子	50万円
第5子以降	100万円
多胎出生の場合	10万円加算/件

(例)第1子・第2子の双子の場合：15万円（第2子＋多胎出生加算）
第2子・第3子の双子の場合：25万円（第2子＋第3子＋多胎出生加算）

必要書類

- 淡路市赤ちゃん未来の宝物事業助成金交付申請書(様式第1号)
- 振込を希望する金融機関の口座情報が確認できるものの写し(通帳等)
- 住民票(世帯全員分)
- 当該子どもの母子健康手帳の写し(出生届出済証明のページ)
- 納税証明書(世帯全員分)
- その他市長が必要と認める書類
(通学・通園により別居している場合、理由書及び当該兄弟が属する世帯全員の住民票や在学証明書 等)

申請期間

当該子どもの誕生日から1年以内

申請受付

子育て応援課 (②窓口) または 各事務所市民窓口課

【問合せ先】

淡路市健康福祉部子育て応援課

〒656-2292 淡路市生穂新島8番地

TEL:0799-64-2134(直通) IP:050-7105-5164